

大学院 科目等履修生規程

第1条 本大学院学則第32条に定める科目等履修生（以下「履修生」という。）の取り扱いは、この規程の定めるところによる。

第2条 この規程における科目等履修資格は、次の一に該当する者とする。

(1)大学を卒業した者

(2)外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(3)その他本研究科が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2. 履修希望者は、本大学院所定の書類に選考料を添え、当該研究科長を通じ、総長に願い出なければならない。

第3条 科目等履修を許可された者は、所定の期間内に受講料を納付しなければならない。

2. 受講料および選考料については別にこれを定める。

第4条 履修生の修学時期は4月または10月とし、その期間は原則として2学期を超えないものとする。

第5条 履修生は履修した科目等の試験を受けることができ、試験に合格した科目等については所定の単位を与える。

第6条 履修生の身分を証明するものとして「科目等履修生証」を交付する。

2. 履修生には学生運賃割引証の交付、その他正規学生としての特典は認められていない。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。